事例No.	483
公表年度	H28
団体の属性	中核市
団体名	宮崎県宮崎市

事例区分	公営企業

タグ	・（公営企業）水道事業

事例種類	その他

事例内容・タイトル

宮崎市の水道料金改定について

出典

雑誌「公営企業」先進事例紹介（平成28年10月号）

先進事例紹介



宮崎市の水道料金改定について

宮崎市上下水道局財務課経営戦略室主査
渡部　悟

1. はじめに

宮崎市は日向灘に臨む宮崎県の中央部に位置し、宮崎県都として産業、教育、文化、交通その他あらゆる面にわたって発展を遂げてきました。平成 7 年には人口 30 万を超え、平成 10 年には中核市に移行しました。平成 18 年と平成 22 年に隣接する 4 つの町（佐土原町・田野町・高岡町・清武町）との合併により、人口約 40 万人、面積 643.67 ㎢の新宮崎市として、新たなスタートを切りました。

本市は「太陽と緑」に象徴され、南北に約 40㎞ にわたる海岸線を有し、太平洋に沿って流れる黒潮によって温暖な気候風土に恵まれ、積雪もなく美しい松の大樹海、一ツ葉海浜から亜熱帯植物の繁茂する青島、日南海岸につらなる風光はまさに南国情緒にあふれています。

2. 宮崎市の水道事業概要

宮崎市の給水人口は 396 千人、普及率 99.0%、総給水量は 49,628 千㎥となっています。浄水場の数は 7 箇所あり、主な水源は市内を流れる大淀川の表流水です。現在、基幹施設である下北方浄水場において、耐震化を含めた更新事業に着手しており、安定供給に向けて事業に取り組んでいます。

管路の総延長は約 2,510㎞ あり、各家庭に水を配るうえで重要な役割となる幹線配水管と、重要施設となる拠点医療施設や避難所等につながる水道管についても耐震化を行っており、南海トラフ巨大地震に備えた災害に強い水道施設づくりを進めています。

経営状況については、給水人口と給水量ともに減少傾向にあり、それに伴い有収水量も減少し、平成 27 年度の有収水量は 5 年前に比べ 2,297 千㎥（4.9%）減の、44,474 千㎥となっていることから、給水収益は減少傾向にあります。

3. 経緯と背景

宮崎市の水道料金は平成 12 年に改定したものを 16 年間適用しています。料金改定については平成 22 年に「みやざき水ビジョン 2010」を策定

した中で平成 24 年度に 15%の料金改定が必要であるという試算をしていました。しかし、平成 22 年度に家畜伝染病口蹄疫の発生、平成 24 年度に下水道使用料の 10%改定、平成 26 年度には消費増税があり、景気の低迷も重なったことにより水道料金の改定を先送りしてきました。

水道料金改定の契機は平成 26 年度に試算した収支のシミュレーションにおいて、平成 28 年度以降、収益的収支が赤字に陥る見込みとなったことが一つの要因です。今後も耐震化等の必要な事業を推進しながら、将来にわたって健全経営を行うためには料金改定が必要であるという経営判断により平成 27 年度から改定作業に着手しました。

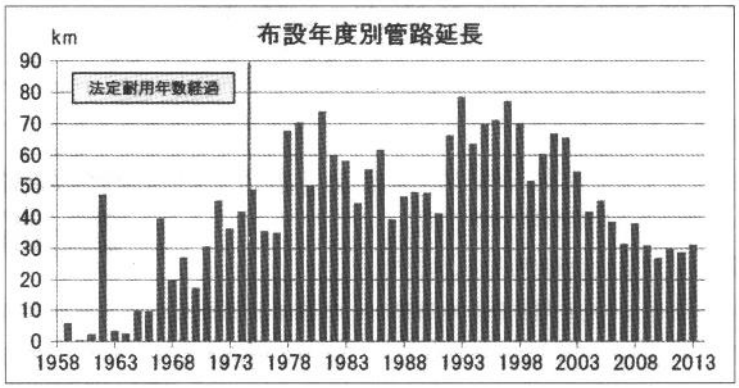


図１

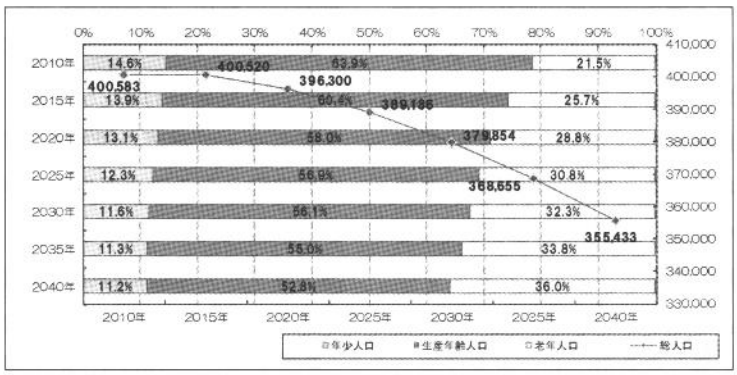


図２

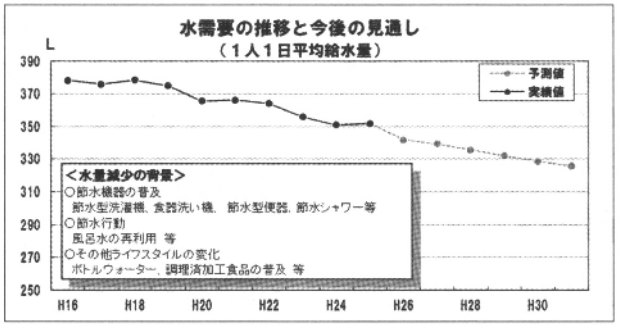
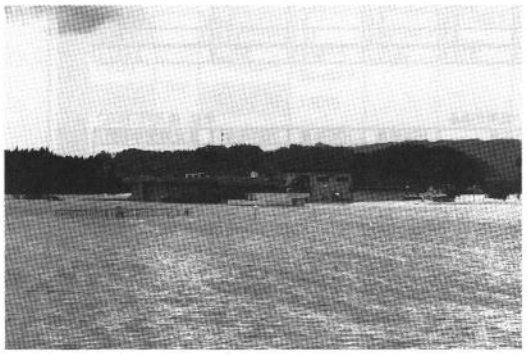


図３

平成 27 年 6 月に宮崎市上下水道事業経営審議会に対して水道料金改定の諮問を行い、その後 5 回の審議を経て、同年 10 月に平成 28 年 10 月から、平均改定率 20%の料金改定が適当との答申を受けました。12 月議会において料金改定に関する給水条例の改正を提案、議決の後に使用者への広報、説明会、料金システム改修、要綱・規程の改正に取りかかりました。

なお、料金改定の要因として先に述べた収支赤字の解消以外に、災害に対する備えが挙げられます。宮崎市では平成 17 年 9 月に上陸した台風 14 号において、基幹浄水場である富吉浄水場が水没する被害を受けました。市内のほぼ全域において水圧低下や断水が発生し、応急給水や復旧作業に追われる経験をしました。更にその後の東日本大震災や今年の熊本地震では水道インフラの社会における重要性を再認識することになりました。将来発生するかもしれないリスクに対し、安全・安心な水の安定供給を続けるためにも料金改定を行い、耐震・耐津波対策事業を進め、災害に強いまちづくりが重要だと考えています。



水没した富吉浄水場

4. 水道料金改定

(1)　基本方針

水道料金を改定するにあたり、料金水準の決定において 4 つの前提条件を掲げました。

1 つ目は「収支不足の解消」です。給水収益については節水機器の普及や人口減少により、今後も減少することが見込まれます。減価償却費等の費用増加も想定され、平成 28 年度決算は赤字に陥る見通しとなったことから、収支不足を解消する必要がありました。

2 つ目は「企業債の抑制」です。宮崎市では、安全で安定したライフラインの構築を目指し、市内全域に安定的に給水するため、合併町域への送水施設の整備や、管路・施設の更新、耐震化などの事業に積極的に取り組んできました。その多額の費用の財源の一部として企業債を借り入れています。本市では、施設や管路の整備等に過去 4 年間の実績において 1 年あたり約 36.5 億円程度の投資（建設改良費）を行っており、その財源の約 6 割は企業債で、建設改良費に対する企業債への依存度が高い状況にあります。企業債残高については年々増加しており、平成 27 年度末の残高は 376.9 億円となっています。この額は年間料金収入の約 6 倍に相当します。世代間の公平性を考えると将来へ負担の先送りとなることから、企業債を抑制しなくてはなりません。

3 つ目は「一定水準の資金残高確保」です。宮崎市の通常時における運転資金額は、約 8 億円から 10 億円程度であることが過去の実績から想定されます。また、災害時を想定した運転資金を約 30 億円と想定しました。この額は平成 17 年の台風により富吉浄水場が水没した復旧実績により算出しました。この二つを合計した 38 億円から

※改訂前の収支見込み

1. 収益的収支

※端数処理のために合計が一致しない箇所がある　　単位：百万円(税抜)

		H26年度	H27年度	H28年度		H29年度	H30年度	H31年度	算定期間中の計
		決算見込	当初+繰越	予定	うち下半期	予定	予定	予定	
収益的収入(B+C+E)	A	7,203.0	7,009.7	6,982.9	3,491.4	6,971.5	6,878.2	6,809.0	24,150.2
営業収益	B	6,721.7	6,572.3	6,547.3	3,273.7	6,491.8	6,404.0	6,339.3	22,508.7
給水収益		6,265.1	6,211.8	6,127.5	3,063.7	6,071.5	6,003.3	5,941.9	21,080.4
受託工事収益		26.5	36.6	36.5	18.3	36.5	35.6	35.6	126.0
その他の営業収益		430.1	323.9	383.3	191.7	383.7	365.1	361.8	1,302.3
営業外収益	C	472.9	434.9	433.3	216.6	477.5	471.9	467.5	1,633.6
受取利息及び配当金		1.9	2.1	2.1	1.0	2.1	2.1	2.1	7.2
給水負担金		172.4	157.9	153.1	76.6	148.4	143.6	138.9	507.5
他会計繰入金		30.5	19.3	28.5	14.2	58.9	57.4	55.9	186.5
長期前受金戻入	D	248.8	247.3	245.6	122.8	263.8	264.7	266.4	917.7
雑収益		19.3	8.4	4.1	2.0	4.4	4.1	4.1	14.6
特別利益	E	8.5	2.4	2.3	1.1	2.3	2.3	2.3	7.9
収益的支出(G+H+I)	F	6,618.0	6,951.0	7,171.6	3,585.8	7,381.0	7,468.2	7,546.3	25,981.3
営業費用	G	5,834.3	6,216.6	6,435.4	3,217.7	6,616.9	6,689.0	6,750.3	23,273.9
維持管理費		3,268.4	3,544.1	3,726.2	1,863.1	3,739.2	3,725.0	3,695.4	13,022.7
減価償却費		2,409.2	2,474.6	2,615.9	1,307.9	2,767.9	2,856.4	2,951.9	9,884.1
資産減耗費		156.6	197.9	93.3	46.6	109.7	107.7	103.0	367.1
営業外費用	H	714.7	728.1	717.6	358.8	745.5	760.6	777.4	2,642.2
支払利息等		709.8	723.1	712.6	356.3	740.5	755.6	772.4	2,624.7
雑支出		4.9	5.0	5.0	2.5	5.0	5.0	5.0	17.5
特別損失	I	69.0	6.3	18.6	9.3	18.6	18.6	18.6	65.2
収支差引(A−F)		585.1	58.7	△ 188.7	△ 94.4	△ 409.4	△ 590.1	△ 737.3	△ 1,831.1

2. 資本的収支

※端数処理のために合計が一致しない箇所がある　　単位：百万円(税込)

		H26年度	H27年度	H28年度		H29年度	H30年度	H31年度	算定期間中の計
		決算見込	当初+繰越	予定	うち下半期	予定	予定	予定	
資本的収入	①	2,411.2	3,072.7	3,110.0	1,555.0	3,902.9	4,080.6	4,262.6	13,801.1
企業債		2,261.6	2,876.3	2,914.2	1,457.1	3,720.5	3,906.6	4,067.3	13,151.5
出資金		43.9	47.7	61.6	30.8	69.6	74.3	80.5	255.2
工事負担金		90.6	134.5	114.8	57.4	94.3	80.3	96.3	328.1
一般会計負担金		15.1	14.3	18.6	9.3	18.6	18.6	18.6	65.0
他会計負担金		0.0	0.0	0.8	0.4	0.0	0.9	0.0	1.3
資本的支出	②	4,907.7	6,334.3	5,349.5	2,674.7	6,157.2	6,327.2	6,371.8	21,530.9
建設改良費		3,235.9	4,589.3	3,614.3	1,807.2	4,348.1	4,521.3	4,533.1	15,209.7
企業債償還金		1,671.9	1,744.9	1,735.2	867.6	1,809.1	1,805.9	1,838.7	6,321.2
収支差引(①−②)		△ 2,496.5	△ 3,261.5	△ 2,239.5	△ 1,119.7	△ 2,254.3	△ 2,246.5	△ 2,109.2	△ 7,729.8

企業債残高	36,583.2	37,880.0	39,651.2	39,651.2	42,737.7	44,838.5	47,067.1

資金残高	4,474.3	3,924.4	4,187.6	4,187.6	4,365.6	4,456.1	4,626.0

※改定後の収支見込み

1. 収益的収支

※端数処理のために合計が一致しない箇所がある　　単位：百万円(税抜)

		H26年度	H27年度	H28年度		H29年度	H30年度	H31年度	算定期間中の計
		決算見込	当初+繰越	予定	うち下半期	予定	予定	予定	
収益的収入(B+C+E)	A	7,203.0	7,009.7	7,595.6	4,104.2	8,185.8	8,078.8	7,997.4	28,366.3
営業収益	B	6,721.7	6,572.3	7,160.1	3,886.4	7,706.1	7,604.6	7,527.7	26,724.8
給水収益		6,265.1	6,211.8	6,740.2	3,676.5	7,285.8	7,203.9	7,130.3	25,296.5
受託工事収益		26.5	36.6	36.5	18.3	36.5	35.6	35.6	126.0
その他の営業収益		430.1	323.9	383.3	191.7	383.7	365.1	361.8	1,302.3
営業外収益	C	472.9	434.9	433.3	216.6	477.5	471.9	467.5	1,633.6
受取利息及び配当金		1.9	2.1	2.1	1.0	2.1	2.1	2.1	7.2
給水負担金		172.4	157.9	153.1	76.6	148.4	143.6	138.9	507.5
他会計繰入金		30.5	19.3	28.5	14.2	58.9	57.4	55.9	186.5
長期前受金戻入	D	248.8	247.3	245.6	122.8	263.8	264.7	266.4	917.7
雑収益		19.3	8.4	4.1	2.0	4.4	4.1	4.1	14.6
特別利益	E	8.5	2.4	2.3	1.1	2.3	2.3	2.3	7.9
収益的支出(G+H+I)	F	6,618.0	6,951.0	7,171.6	3,585.8	7,366.2	7,434.4	7,492.4	25,878.7
営業費用	G	5,834.3	6,216.6	6,435.4	3,217.7	6,616.9	6,689.0	6,750.3	23,273.9
維持管理費		3,268.4	3,544.1	3,726.2	1,863.1	3,739.2	3,725.0	3,695.4	13,022.7
減価償却費		2,409.2	2,474.6	2,615.9	1,307.9	2,767.9	2,856.4	2,951.9	9,884.1
資産減耗費		156.6	197.9	93.3	46.6	109.7	107.7	103.0	367.1
営業外費用	H	714.7	728.1	717.6	358.8	730.7	726.7	723.5	2,539.7
支払利息等		709.8	723.1	712.6	356.3	725.7	721.7	718.5	2,522.2
雑支出		4.9	5.0	5.0	2.5	5.0	5.0	5.0	17.5
特別損失	I	69.0	6.3	18.6	9.3	18.6	18.6	18.6	65.2
収支差引(A−F)		585.1	58.7	424.0	518.4	819.7	644.5	505.0	2,487.5

2. 資本的収支

※端数処理のために合計が一致しない箇所がある　　単位：百万円(税込)

		H26年度	H27年度	H28年度		H29年度	H30年度	H31年度	算定期間中の計
		決算見込	当初+繰越	予定	うち下半期	予定	予定	予定	
資本的収入	①	2,411.2	3,072.7	2,120.0	1,060.0	2,630.7	2,743.3	2,739.1	9,173.1
企業債		2,261.6	2,876.3	1,924.2	962.1	2,448.3	2,569.3	2,543.8	8,523.5
出資金		43.9	47.7	61.6	30.8	69.6	74.3	80.5	255.2
工事負担金		90.6	134.5	114.8	57.4	94.3	80.3	96.3	328.1
一般会計負担金		15.1	14.3	18.6	9.3	18.6	18.6	18.6	65.0
他会計負担金		0.0	0.0	0.8	0.4	0.0	0.9	0.0	1.3
資本的支出	②	4,907.7	6,334.3	5,349.5	2,674.7	6,157.2	6,327.2	6,371.8	21,530.9
建設改良費		3,235.9	4,589.3	3,614.3	1,807.2	4,348.1	4,521.3	4,533.1	15,209.7
企業債償還金		1,671.9	1,744.9	1,735.2	867.6	1,809.1	1,805.9	1,838.7	6,321.2
収支差引(①−②)		△ 2,496.5	△ 3,261.5	△ 3,229.5	△ 1,614.7	△ 3,526.5	△ 3,583.8	△ 3,632.7	△ 12,357.8

企業債残高	36,583.2	37,880.0	38,661.2	38,661.2	40,475.5	41,239.0	41,944.1

資金残高	4,474.3	3,924.4	3,810.4	3,810.4	3,945.2	3,933.0	3,821.6

40 億円程度の資金残高を確保できることも条件としました。

4 つ目は「更新・耐震化への対応」です。施設や管路が経年化することにより、漏水などの事故発生リスクは高まります。更新を先送りすることは、将来の事故発生リスクを増大させることから、安定して水道水を供給するためには、施設の健全性を確保する必要があります。また、水道はライフラインのなかで最も重要なものであり、市民生活や企業への影響が大きいことから、今後発生が予測される南海トラフ巨大地震等の災害にも備える必要があります。現在耐震化を進めている本市の基幹施設である下北方浄水場や富吉浄水場は、安定給水のため、早期完了が求められており、管路の耐震化も進めていく必要があります。

以上のように施設や管路の更新・耐震化を進めるためには、一定以上の投資が必要となることから、その費用を確保することが重要となります。この 4 つの前提条件を基に料金改定の算定を始めました。

(2)　算定手順

日本水道協会が作成した「水道料金算定要領」に基づいて総括原価方式による算定作業を行いました。

①　算定期間について

料金を算定する際に、水道サービスにかかる原価を試算する期間について、水道は生活に欠かせないものであるため、一定期間大きな変動がなく、安定したものであることが望ましいとの考えから 3 年から 5 年の期間を算定期間として検討しました。なお、水道法施行規則第 12 条においても「おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること」とあります。宮崎市では平成 28 年度から赤字になることが見込まれており、できるだけ速やかに料金改定を行うことが望ましいと考えました。料金改定に関する情報の公表や事前周知、料金システムの改修、議会で

現在の料金表　1か月使用・税抜き

地域	料金区分／メーターの口径	基本料金 基本水量	基本料金 金額	従量料金(m³あたり)		
宮崎市（清武除く）	13ミリ	10m³	980円	11m³以上 30m³以下 130円	31m³以上 100m³以下 155円	101m³以上 180円
	20ミリ		1,300円			
	25ミリ		1,710円			
	40ミリ	0m³	3,900円	1m³以上 30m³以下 130円		
	50ミリ		7,300円			
	75ミリ		14,000円			
	100ミリ		23,900円			
	125ミリ		37,100円			
	150ミリ		53,000円			
清武町域	口径区分なし	10m³	1,150円	10m³を超え20m³以下 95円 20m³を超え30m³以下 110円 30m³を超え40m³以下 130円 40m³を超え60m³以下 145円 60m³を超え80m³以下 160円 80m³を超える 175円		

改定後の料金表　1か月使用・税抜き

宮崎市全域					
料金区分／メーターの口径	基本料金	従量料金(m³あたり)			
13ミリ	900円	10m³まで 27円	10m³超 30m³まで 152円	30m³超 100m³まで 181円	100m³超 210円
20ミリ	1,290円				
25ミリ	1,780円				
30ミリ	2,210円				
40ミリ	5,150円	30m³まで 152円	30m³超 100m³まで 181円	100m³超 210円	
50ミリ	9,230円				
75ミリ	17,270円				
100ミリ	29,150円				
125ミリ	44,990円				
150ミリ	64,070円				
200ミリ	111,480円				

の条例改正や検討当時は平成 29 年度からの消費増税も想定されていたこと等を勘案し、平成 28 年 10 月からの改定、算定期間は 3 年 6 か月とすることを決定しました。

② 資産維持費と総括原価について

水道料金算定要領において資産維持費は、「給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために、事業内に再投資されるべき額であり、実体資本の維持及び使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、総括原価に含める額は『対象資産×資産維持率』により計算された範囲内とし、その内容は施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に必要な所要額とする。資産維持率は、今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として 3%を標準とする。」とあります。宮崎市における今回の料金改定では、資産維持率は 0.45%／年、算定期間 3 年 6 か月の資産維持費総額は約 10 億円を所要額とし、総括原価の総額を約 253 億円としました。これにより、地方公営企業法第 21 条第 2 項にあります、「料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」という水道料金の原則に沿った算定ができました。

③ 配賦について

総括原価をその性質別に「需要家費」、「固定費」、「変動費」の 3 つに分類し、需要家費は基本料金へ、変動費は従量料金へ、固定費は一部が基本料金、一部が従量料金へと配賦されます。

・需要家費とは、検針集金関係費、量水器関係諸費等を主として、需要家（＝使用者）の存在により発生する費用
・固定費とは、営業費用及び資本費用の大部分であって、給水量の多寡には関係なく水道施設を適正に維持していくために固定的に必要とされる費用のうち、需要家費に属するものを控除したもの
・変動費とは、薬品費、動力費及び受水費並びに需要家費又は固定費に属さないその他の費用であって、概ね給水量の増減に比例する費用

宮崎市で算定した総括原価を算定要領どおりに基本料金と従量料金に配賦すると、基本料金が 37.1%、従量料金が 62.9%となり、この金額をもとに、各口径の基本料金や水量区画ごとの従量料金を決定することとなります。ただし、過度な負担となっていないか検証する必要があります。検証するうえで、考慮すべき事項が宮崎市ではいくつか挙げられます。1 つ目は、前回の改定から約 16 年が経過しており、改定率が高くなるため、市民生活への影響が大きいこと。2 つ目は、基本水量制を廃止すること及び合併した町との料金体系を統一することです。制度見直しの詳細は後述しますが、制度の変更による影響も考慮しなければなりませんでした。これらを考慮し、激変緩和となるように調整を行い再配分した結果、基本料金を 32.9%、従量料金を 67.1%としました。

(3) 制度の見直し

宮崎市では今回の料金改定に合わせて、料金制度の見直しも同時に行いました。

ⅰ）基本水量の廃止

本市の水道料金は、口径別料金制度を採用しており、口径 25㎜ 以下の区分には 1 か月あたり 10 ㎥の基本水量が基本料金内に含まれていました。基本水量の目的は、一定量の水使用を促すことによる公衆衛生の向上や、生活用水に係る料金を低廉に抑えるという政策的配慮でした。この制度の問題点としては、節水しても基本水量内では料金が定額であり、不公平感があること、生活形態の多様化により、使用水量が基本水量よりも少ない水道使用者が増えていることがあります。実際、本市においても単身世帯の増加などの要因により、その対象者は年々増加しており、平成 26 年度には約 4 割程度が基本水量以下の使用者となっていることから、基本水量の廃止を決定しました。なお、下水道使用料における基本汚水量については、平成 24 年に使用料改定を行った際に廃止しています。

ⅱ）合併した町の料金統一

宮崎市は平成 18 年と平成 22 年に隣接する 4 つの町と合併しました。平成 18 年の合併時は宮崎市の料金体系に統一しましたが、平成 22 年の合併時は、旧町域における水道料金は、次回の水道料金改定の時期まで旧町域の料金体系を適用することが決定されました。そのため、今回の料金改定に合わせて制度の統一を図ることとなりましたが、旧町域の料金体系は口径別の料金体系　ではなかったため（口径区分に関係なく基本料金は一律 1,150 円)、口径が大きくなるほど基本料金の増額幅が大きくなることから、市域以上に負担感が大きくなり、使用者に対し、より丁寧な説明が求められることとなりました。

ⅲ）日割計算の導入

上下水道の使用開始・中止や短期使用時に係る上下水道料金について、基本料金の日割計算を導入しました。これまでは、使用日数と使用水量に応じて 0.5 月単位で基本料金を計算して請求していました。水道以外の公共料金では既に日割計算の導入が進んでいることから、なぜ水道料金は日割計算をしないのかという声は多く聞かれていました。制度の導入により、実際の使用日数に応じた料金請求が出来ることから、理解が得られやすくなりました。

ⅳ）毎月振替の導入

水道料金の請求と支払いは、2 か月ごとに検針をした金額を請求し、納付書や口座振替でお支払いいただく隔月検針・隔月請求を宮崎市では採用しています。納付書の利用できる窓口は金融機関、上下水道局及び営業所、料金業務受託事務所、コンビニエンスストアと多岐にわたります。口座振替ができる金融機関は宮崎市内に本店・支店を有する金融機関 19 行。検針翌月に引き落とし、残高不足の場合は後日、再振替を行います。

水道料金の検針は、隔月検針・隔月請求が全国的にも多くの水道事業体で採用されています。これは検針に係る費用を抑えるためであったと推測されます。それに合わせて請求についても 2 か月分の水道料金を一度に請求していたものです。しかし、他の公共料金等が毎月検針による毎月請求をしていることから、水道料金と下水道使用料の 2 か月分の請求が他の公共料金と比較して、一度に支払う金額が高額になるため、家計への負担を重く感じる使用者が増えてきています。

そのため一部の水道事業体では、毎月請求について取り組まれていたため、本市においても導入についての検討を行うこととしました。

この制度を導入すると請求の回数は今までの 2 倍となり、金融機関への手数料等の収納コストは当然増加します。毎月請求の対象者の条件を「全員」、「希望者」、「口座振替全員」、「口座振替のうち希望者」の 4 パターンについて、収納コストや制度を導入している先進事業体への調査を行い、お客様からの要望や費用対効果について経営審議会で検討をした結果、「口座振替のうち希望者」を対象とすることを決定しました。この制度導入により料金改定による値上げの負担感を抑えることができました。

(4)　広報活動

平成 27 年 12 月議会において料金改定に関する条例改正案が議決されると、直ちに広報活動を本格化しました。宮崎市では、年に 2 回（2 月と 8 月）上下水道局発行の広報紙「せせらぎ」を検針時に配布し、上下水道事業全般に関するお知らせをしています。この広報紙による改定のお知らせを皮切りに、平成 28 年 4 月には水道料金改定に内容を特化した「せせらぎ特別号」を臨時発行し、改定に対する理解を求めました。また、料金体系自体が変わる合併町域については特に改定の影響が大きい口径 30 ㎜以上の事業所に対して、二度ダイレクトメールを発送しました。地域協議会や自治会連合会の会議に赴いての説明、水道局ホームページ、検針票等、ありとあらゆる機会や媒体を用いて広報に努めました。

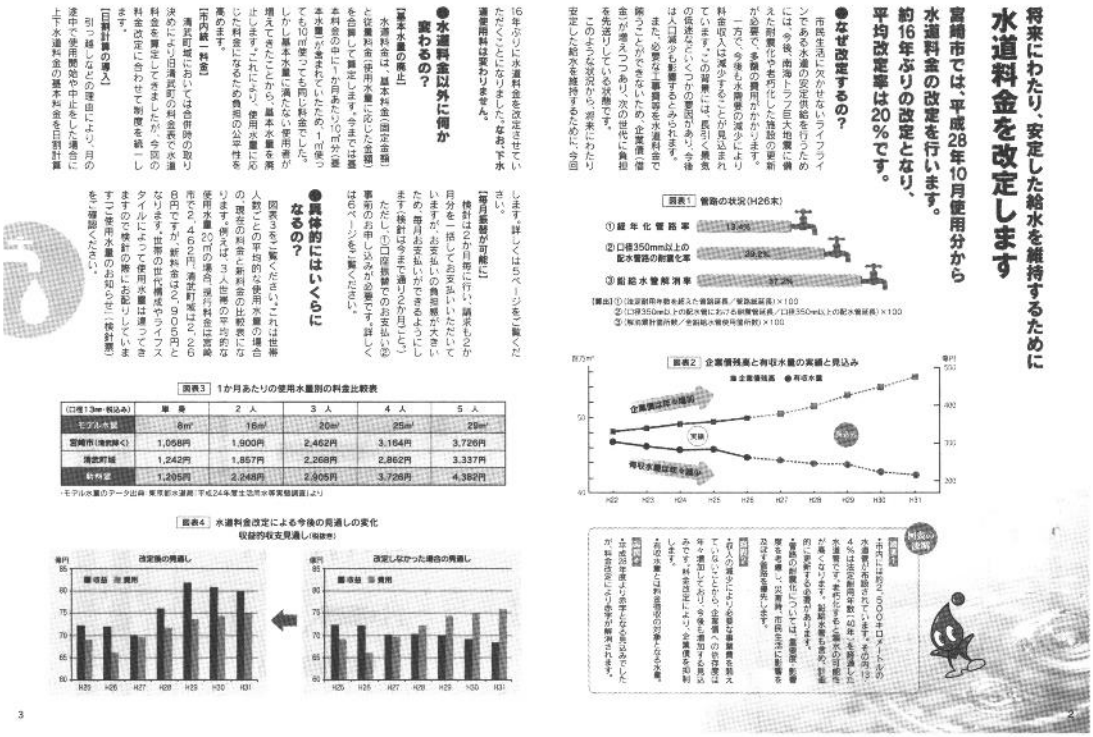
経営審議会の内容を積極的にマスコミに公開することにより、新聞やテレビのニュースで何度も取り上げられたことも幅広い広報活動に繋がりました。



5. おわりに

今回の水道料金改定は 16 年ぶりの改定で、平均改定率も 20%と高くなったことから、マスコミで取り上げられることも多く、利用者からの反響は大きいものとなりました。主な意見として、

・なぜ 16 年も改定しなかったのか。もっと早く改定していれば 20%も上げずに済んだのではないか
・耐震化工事（耐震管）とはどういったものか。震度いくつまで耐えられるのか
・節水で収入が減ったから料金改定するのか
・下水道使用料も値上げするのか
・宮崎市の料金は他の自治体と比べて高いのか、安いのか



・改定率 20%はどのように算出したのか

・制度変更の内容（毎月振替・基本水量廃止）を教えて欲しい

といった質問を多くいただきました。その一つ一つに対し、丁寧に、そしてわかりやすい回答となることを心がけながら、ご理解いただけるよう説明に努めました。

今後の展望として、経営審議会からの料金改定答申の中で、「定期的な料金見直しは必要と考えられるので、不断の財政分析に努め、おおむね 5 年をめどに料金改定の必要性を検討すること」との意見を受けました。これは平均改定率 20%であっても、財政計画のシミュレーションにおいて企業債の借入額を減少させることができず、プライマリーバランスの黒字化は難しいことを踏まえたものです。今後定期的な見直しを行うことにより、主要な事業を計画通りに進めるための財源と資金残高を確保し、企業債を縮減することが出来ると考えます。なお、定期的な料金見直しの必要性を判断するために、経営比較分析表の活用が考えられます。本市の料金回収率は 100%を下回っているため、給水に係る費用を料金で賄えていないこと、施設の更新費用の財源を企業債に依存しているため、企業債残高対給水収益比率が類似団体や全国平均より大幅に高くなっていることなどが分析表から読み取れ、経営の健全化を図るためには、早期に料金改定が必要であると判断できます。普段決算等で用いる財務諸表では読み取れない経営状況が一目で分かるツールとして活用したいと考えています。

宮崎市では平成 30 年度に、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定します。経営戦略では、

投資試算と財源試算を均衡させた収支計画が中心となるため、料金改定に関する検討は必要となってくると考えます。市民生活にとってかけがえのないライフラインとしての使命を果たし、お客さまのニーズを満足させる質の高いサービスを提供し続けられるよう、日々の業務を遂行していきます。



【宮崎市上下水道局キャラクター「アッくん」】

経営比較分析表

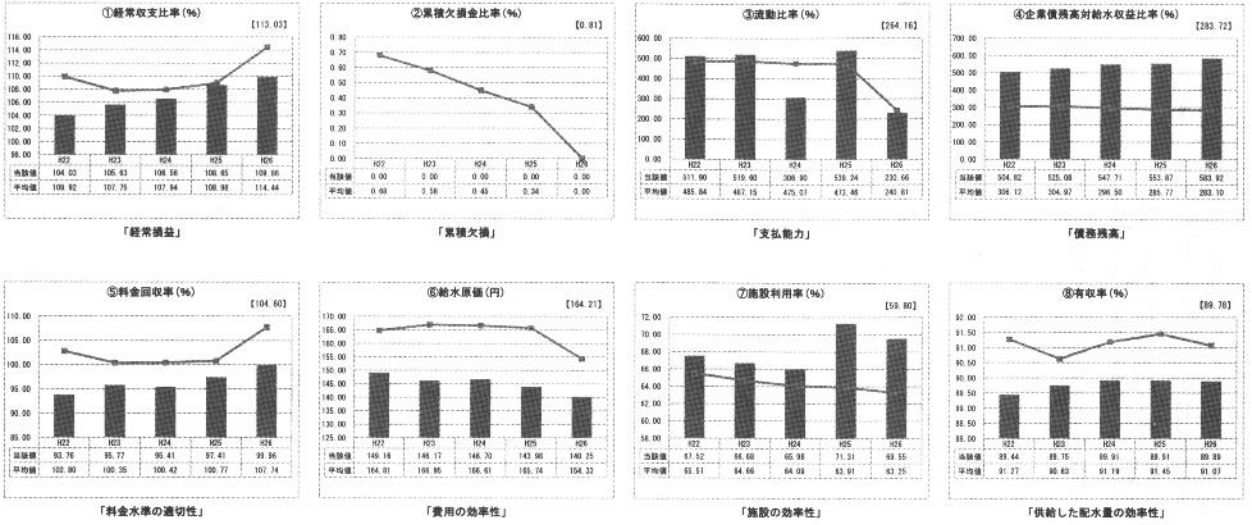
宮崎県　宮崎市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法適用	水道事業	末端給水事業	A1
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m³当たり家庭料金(円)
-	45.71	98.95	2,462

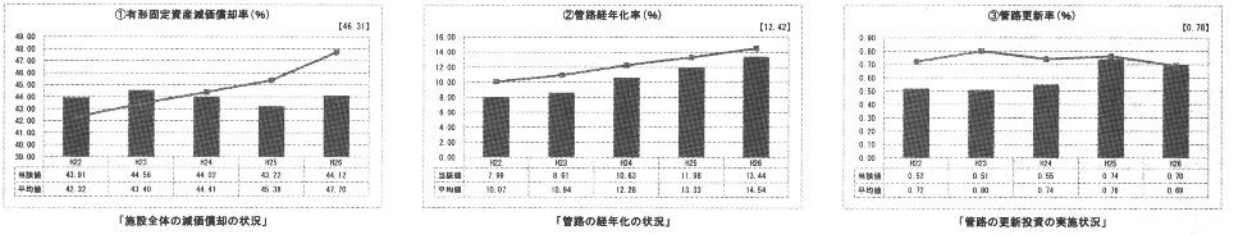
人口（人）	面積(km²)	人口密度(人/km²)
405,750	643.67	630.37
現在給水人口(人)	給水区域面積(km²)	給水人口密度(人/km²)
399,998	324.14	1,234.03

グラフ凡例
- ■ 当該団体値（当該値）
- ー 類似団体平均値（平均値）
- 【】 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※　平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路経年化率及び管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

●経営の健全性について
「経常収支比率」は100%以上を維持し、累積欠損もなく、「流動比率」も年次により上下するものの200%以上で、支払能力も十分な水準にあります。
一方、「料金回収率」が100%を下回っているため、現状としては、給水に係る費用を料金で賄えていません。
また、老朽化した施設の更新や耐震化に係る費用の財源を企業債に依存しているため、「企業債残高対給水収益比率」は、類似団体平均や全国平均よりも大幅に高くなっております。
これらのことから、早期に料金水準の見直しが必要な状況であります。

●効率性について
「給水原価」は、類似団体平均や全国平均よりも低く、「施設利用率」は類似団体平均や全国平均より高いことから、費用と施設の効率性は高いと考えます。
「有収率」については、全国平均よりも高いものの、類似団体平均よりも若干低いことから、今後もさらに充実した維持管理を実施し、供給した配水量の効率性を高める必要があります。

注）「経常収支比率」、「流動比率」、「料金回収率」、「給水原価」のH28年度の数値については、会計制度見直しによる影響も含まれております。

2. 老朽化の状況について

「有形固定資産減価償却率」は、老朽化した施設の更新や耐震化等を進めているため、類似団体平均や全国平均よりも低くなっています。
「管路経年化率」は、全国平均よりは高いものの、類似団体平均より低い状況であり、「管路更新率」が低いため、今後も「管路経年化率」は悪化していくと見込まれます。

全体総括

料金水準が類似団体平均や全国平均より低く、投資の財源として借金への依存度が高いことから、経営の健全性や施設の健全性を図るためには、早期に料金水準の見直しが必要な状況であると考えられます。
また、施設の更新にあたっては、限りある財源を有効に活用するため、重要度・緊急性等を考慮のうえ優先度の高いものから実施していく必要があります。

【参考】
このような状況であることから、以前より検討を進めておりました料金水準の見直しについては、H27年12月議会において、H28年10月より水道料金を改定することが決定しております。